

元 陳 情 第 2 1 号	公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する 基準に関する陳情
付 託 委 員 会	総務区民委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	令和元年9月11日受理、令和元年9月20日付託
陳 情 者	千代田区神田猿樂町_____ _____ 担当 _____

(要 旨)

- 1 公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限は基準でなく条例で規定してください。
- 2 公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準は10月1日施行でなく、パブリック・コメントや新宿区議会の議論が反映される時期まで延期してください。

(理 由)

- 1 新宿区は2019年7月15日付『新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準の策定にあたりご意見を募集します』において、区の設置した公の施設において「新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準」を策定する方針であることを明らかにしました。

『新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準(素案)』では策定の背景として「近接する都の施設と区の施設において利用制限に関する取扱いが異なることとなり、利用する区民等に無用の混乱や支障が生じることが懸念される」ことを理由にしていますが、東京都は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例11条で「公の施設において不当な差別的言動が行われることを防止するため、公の施設の利用制限について基準を定めるもの」としています。

それならば新宿区も公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準ではなく、新規条例をつくるなり、該当条例を改正すべきと考えます。

そもそも、新宿区は『デモ出発地として利用できる公園の基準』を4箇所から1箇所に変更したことで平成25年度53件、平成26年度57件、平成27年度65件、平成28年度50件、平成29年度77件と推移してきたデモ出発地としての公園占用許可実績が平成30年度39件、令和元年度7月末5件と減少した事実があるにも関わらず、デモ出発地としての公園使用基準の見直しを求めるパブリック・コメントの意見に対し、「見直しの撤回は考えていません」と回答しています。公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限も『デモ出発地として利用

できる公園の基準』のように行政の判断で安易に改変される可能性を否定しきれない以上、条例として制定する必要があると考えるため。

- 2 右肩に政策経営会議資料令和元年7月5日総務部総務課の記載がある『新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準の策定に向けたパブリック・コメントの実施について』の「6今後の主なスケジュール（予定）」として9月11日総務区民委員会、9月11日区ホームページにてパブリック・コメント意見に対する区の考え方及び基準公表とあり、この日程では区民などから寄せられたパブリック・コメントの意見や新宿区議会の質疑内容を反映させることは難しいものと思われま

す。その上、9月15日に広報新宿9月15日号に周知記事掲載とあり、新宿区はパブリック・コメントや新宿区議会総務区民委員会での質疑内容を反映させるよりも、行政が決めたタイムスケジュールを優先させる意図があると疑われかねない状況にあります。

公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限は集会の自由や表現の自由に関わるものであり、行政の決めたタイムスケジュールありきではなく慎重な審議が求められます。また、公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限について周知する期間が必要であり、10月1日施行は拙速で無理があります。